

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会		
開催日時	平成31年2月1日(金) 16:00~17:00		
開催場所	嬉野市中央公民館(塩田公民館)2階 大集会室		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	29人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委 員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、湊野美喜子委員	
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長	
	その他		
会議の議題	別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり		
配布資料	別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	1. 開会		
内 容	事務局より開会を行った。		
審議経過	会長	<p>1. 開会 事務局より、開会を行った。</p> <p>議事を始める前に傍聴者にお願ひがある。本日の会議は公開で行っている。傍聴人におかれては受付で配布した注意事項を必ずお守りいただくようお願いする。お守りいただけない場合には退席を命ずる場合があるのでよろしくお願いする。</p> <p>また、録画・録音については、前回同様、一般傍聴者には許可しないこととするので、ご了承いただきたい。</p>	
その他	傍聴人の定員については、嬉野市政治倫理条例施行規則第5条に嬉野市議会傍聴規則の例によることと規定しており、嬉野市議会傍聴規則第2条の規定により20人としているが、会長の許可により、20人を超えた傍聴者数となった。		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事（1）第2回審査会の内容確認		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」資料1</p>		
審議経過	議長	<p>それでは議事を進行する。本日は委員全員の出席があるので会議は成立している。</p> <p>まずは、「第2回審査会の内容確認」について、事務局から説明をお願いします。</p>	
	事務局	<p>前回の審査会の確認として、資料1の会議録を作成しているのでご覧いただきたい。</p> <p>前は、まず、第1回審査会の議事録を委員に確認していただき、原案のまま公表することをご確認いただいた。次に、第1回審査会で委員から調査依頼のあった件について、事務局から報告をさせていただいている。その後、疑義内容にかかる審議が行われた。</p> <p>まず、説明会開催請求の請求代表者の交替について審議され、代表者交替を認めることを決定された。提出された書類は、請求代表者の変更を行い、添付書類は今までに提出されたものを使い審議することになった。</p> <p>次に、調査請求について審議が行われた。利害関係者からの接待なのか、利害関係者ではなくても供応接待にあたるのかなどの観点から委員の意見が出されている。事実関係を確認するにはまだ情報が不足しているとして、会食の参加者や茶師プロジェクトについての調査依頼があった。また、市との契約関係についても合わせて調査するよう依頼があった。当日参加した市長及び市職員2名の陳述書をタイムスケジュールと共に提出させるよう事務局に依頼があった。審査については、調査事項を確認して進めていくということになっている。</p> <p>請求者側から及び被請求者側から審査会へ資料の追加提出が随時あっているが、資料の提出は会議の3日前までに行うよう会長からお願いされた。</p>	

	<p>議長</p> <p>以上が、前回の審査会の内容となる。議事録については、ほぼ発言内容に沿った形で作成しているのでご確認いただきたいと思う。委員から議事録の修正があれば、訂正し、なければこのままで前回取り扱った会議資料と合わせて、議事録を公開することとする。</p> <p>事務局から説明があつたが、委員の皆様からご意見はないか。議事録の修正等は特にないか。特にご意見はないようなので、このまま議事録を公表することとする。</p>
その他	

# 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事(2) 請求者側からの補正申入れ書について		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」資料2</p>		
審議経過	議長	議事の(2)「請求者側からの補正申入れ書について」を議題とする。前回、説明会開催請求の代表者の補正を認めることで当審査会では決定しているが、今回調査請求と合わせて代表者の補正申入れがあっている。これについて、委員の皆様からご意見はないか。	
	委員	特にない。	
	議長	この件については特に意見がないので、補正の申し入れについては、補正をされたということで承った。	
その他			

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事（3）審査会から事務局への依頼事項について		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会資料」資料3</p>		
審議経過	議長	次に議事（3）「審査会から事務局への依頼事項について」を議題とする。前回の会議で、審査会として調査したい事項について事務局に依頼した。これについて、事務局からの回答を求める。	
	事務局	前回の審査会で調査依頼があったので、事務局で資料収集を行い、資料3としてその回答を出させていただいている。回答及び陳述書等は2ページ目以降につけているので、ご確認いただきたい。	
	議長	事務局から説明があったが、委員の皆様からご質問等はないか。なければ、これを審議の資料として取り扱わせていただく。	
その他			

# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事（4）疑義内容にかかる審議		
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	議長	<p>それではここから「疑義内容にかかる審議」に入る。今回の配布資料のうち、審議に係る資料を確認する。</p> <p>請求者側から①～⑧の追加資料と斉藤教授の鑑定意見書その2の補足資料が提出されている。また、被請求者側からは弁明書（5）、弁明書に係る訂正の資料が提出されている。</p> <p>それでは、調査請求の件を議題とする。前回の審査会の流れを踏まえ、委員の皆様からご意見をいただきたいと思う。発言の際はマイクを使い、名前を発言されてから意見を述べていただくようお願いする。今回、市長と市長が参加した会食に伴ってそこに参加されていた方の名前も明らかになっているので、そのあたりはどうか。</p>	
	委員	<p>今回、資料3として資料が出ているが、具体的な状況がよく分かるかと思う。議論をする上で重要な資料がほぼ出揃った感じはする。</p>	
	議長	<p>事実関係において、請求者側から提出された資料も含め、まだその他に調査が必要などお気づきの点はないか。</p>	
	委員	<p>資料を見た段階で、もう少し確認したいのが、茶師プロジェクトについてである。調査回答書には無いとしてあるが、この点が請求者側と違うということで、かけ離れているということで、このへんが具体的にあるのか無いのか、文書があれば提出していただきたい。もう一点が、嬉野創生機構の代表者とKさんとTさんの関係。個人的ではなく社会的に関係があるのかどうかということについて、ご存知であればその資料も提出していただきたい。そうすれば、少しは判断の参考になるのではと思うので、その様な資料があれば、この二点を参考資料として出していただければと思う。</p>	

議長	<p>他にご意見はないか。提出されている資料で客観的に分かるというところから見ていくと、最初に請求者側から出していただいているメールのやり取り、ラインであるが、これは当然に問題視される前のやり取りであるので、ある程度信用性というか、かなり高いと思う。茶師プロジェクトという名前まで出ているが、これを前提に、これに関連するメンバーが7月9日の会場にいたということまでは、私としては認められるのかなと思っている。この件について、何かご意見はないか。</p>
委員	<p>基本的には私も同じ認識であるが、この会食のメンバーの中で漫画家のFさんもいるが、この方も茶師プロジェクトの関係者なのか。そこがはっきりしていない。</p>
議長	<p>資料を見せていただいた中で議事録には登場する方でラインのメンバーにも出ている方である。だから、一連の流れの中ではある程度関与されている方と判断するが。</p> <p>今回の会合の性質についてであるが、市長の方からはあくまでも私的な会合だと言う点もあり、形としては、市の職員から誘われる様な形で行ったということであるが、会合の性質について何か今までの資料から思われた点はないか。</p>
委員	<p>市長と職員2名のセグウェイの視察であるが、これが6月25日に決まったということになっている。そして、7月3日に市長が視察に同行するということが決まっているようであるが、市長の陳述書では、その直前になっており、少しタイムラグの問題があるように感じる。また、セグウェイの視察にKさんとTさんが同席した、Kさんは実際にセグウェイに同席した写真があるが、セグウェイにどうして一般の方を連れて行くのか、そこが非常に疑問である。そして、誘われたのが、視察の帰りということであるが、当事者がセグウェイに同行しているので、言うとなればそこで言うのが普通ではないかということ。また、市長の弁明書の中で、漫画家の方とか妖怪ウォッチ関係の方とか詳しく書いてあるが、この方々が参加されたのは10時(22時)か10時(22時)半ということで、実際市長が参加した19時から22時までの3時間はどういう話をしているのか、自己紹介の他に何を話されていたのか、そこらあたりが分からない。この資料を見て、私が思ったのはその二点である。</p>
委員	<p>先ほど委員が言われた様にセグウェイに同行されたと思われる2名の方ですが、タイムスケジュールが出ているが、その中で、羽田</p>

	<p>空港で市長が合流をしてセグウェイに移動とされているが、市長の陳述書の中では、7月9日早朝より上京し、午後1時頃職員2人と共にセグウェイジャパンを訪問したと記載されており、同行者の2人の方については記載されていない。それは同行を書けない何かがあるのかなと推測したのですが、いかがか。</p>
議長	<p>書けないと言うのは市長の陳述書の中にとということか。</p>
委員	<p>市長の陳述書の中には職員以外の名前は書かれていないので、意図的に書かれていないのか気になったのだが。</p>
議長	<p>提出された市長の陳述書と他の資料との照らし合わせでそういう印象を持たれたということか。</p>
委員	<p>そうである。</p>
議長	<p>議論の大前提で今回問題となっている点を確認すると、7月9日の会食にどういう方がいて、どういう性質の会合であったのか。7月9日の会食に参加された方々の性格性と会合そのものの性格性。今おっしゃられたのは会合前のセグウェイとかの視察で、この会食に参加された方もいた様だと、これはおそらく請求者側から出ている写真から言えるのではないかと、そうすると、会合自体の性質、問題性に何か影響があるとの考えであるか。</p>
委員	<p>参加を呼びかけているのは誰かというところにかかってくるかと思う。セグウェイの帰りに職員から会食を予定されているので、参加しませんかと話がある。その中に2人の方が来られて、その方々からの誘いはなかったのかどうかというところで、利害関係人に関係してくるのかなと思うのだが。斉藤先生の地位利用という点で、職員の呼びかけで出た場合と、業者の方からの呼びかけで出た場合に、その地位利用というのが比較できるのかなと思ったのだが。</p>
議長	<p>第1回、第2回の会議で嬉野市政治倫理条例第4条の解釈として、文言だけでは何とも言えない、こちらも認定しづらいということもあるので、国家公務員の倫理規程を参考にするというところで、その中で重要となりそうなファクターとしては、利害関係者であるかどうか、それが供応接待にあたるかどうか、利害関係者にあたらなくても度を過ぎた社会通念を超えるような供応接待の問題がある。こ</p>

	<p>れらが争点と言うか、考えるべき論点として整理をしたかと思う。利害関係者ということに限った場合に、会合のメンバー、従前の茶師プロジェクトのやり取りからして利害関係にあたるかどうかという点で何か考えはないか。</p>
委員	<p>茶師プロジェクトについては全く見えない。本当にそういうものがどこまで進んでいたのか、そこを明らかにしないと、実際に利害関係があるかどうか分からない。実際、茶師プロジェクトが立ち上がってどこまでやっていたのか、そこをもっと知りたい。</p>
議長	<p>その点について、委員から補足やご意見はないか。</p>
委員	<p>茶師プロジェクトがどこまで具体的にになっていたのか、私もここが重要な点と思っている。利害関係者にあたるかどうかという判断においても、供応接待にあたるかどうかという判断においても重要な意味を持つものだと思っている。資料を見る限りは具体的には判断できない。ここはもう少し知りたいところはある。先ほどあった市長の行動の疑問点、セグウェイ視察の件や当日の19時から22時までの件、これらは市長に直接お伺いの方が早いと思う。市長の話をお伺いしたいと思う。おそらく次回になると思うが、その時に確認できたらと思っている。判断の枠組みについては、斉藤先生からのご意見もあっているが、基本的には同じ様なことをおっしゃられている。結局、供応接待が問題であり、その判断については、国家公務員倫理法の規定が一番客観的だと思う。その上でさらに市民目線からみて条例の趣旨からみて適切な行為かどうかの判断をすべきと思う。まずは前回確認したが、本件の会食が禁止行為にあたるかどうかを確定させること、そのために市長のお話をお伺いする、そこが重要だと思う。さらに、茶師プロジェクトについてももう少し内容を知りたい。茶師プロジェクトのメンバーが色々いらっしゃるが、どのような関わりがあるのか、中心とされている方はどなたかなどが分かれば、なお判断がしやすいと思う。</p>
議長	<p>市長に直接事情を聞くということは必要ではないかと考えている。60日の制限もあるので、ある程度早い段階で次回市長の日程がつくようであれば、呼びして話を聞きたいと思っている。もう一つ、茶師プロジェクトについて、事業者の集まりで事業体のようなものかなという程度で、具体的なものはなかなか分からないと思っている。しかし、これはどこに調査をすれば具体的な中身が分かるのかという点で、どうしてもこれが茶師プロジェクトというところ</p>

	<p>ろに関わってくるので、今回名前が出ている方々の陳述書とかなると、どこまで実効性のある調査になるのかなと正直思っている。現在有る客観的な資料としては、ラインのやり取り、記載された資料、ここから判断していく面が大きいのかなと考えている。その他に、調査事項で市の方から茶師プロジェクトについて具体的な提案かあったという事実は無いという報告は正式に受けているので、そこも検討していきたいと思っている。</p>
委員	<p>茶師プロジェクトで中心的に動いている女性の方がいらっしゃると思うが、少なくともその方からの陳述は欲しいと思う。どうしてその様に動いていたのか、その詳細はおさえる必要があると思うので、最低でもそこはお願いしたいと思う。</p>
議長	<p>他に今回の条例に抵触しているかどうかの判断に必要な資料として追加で求めるようなご意見はないか。</p>
委員	<p>会食には嬉野創生機構からも参加されている。先ほどお願いしたが、嬉野創生機構とKさんとTさんの仕事上の関係があるかどうかについてあれば出していただければと思う。</p>
議長	<p>利害関係者の範囲について、今回、請求者側から当初言われているが、それを前提として検討しているが、NACという会社の代表者がそれにあたるかどうか、それから、飲食の提供が問題になる行為かどうかということになるが、利害関係者の範囲はご異論はないか。</p>
委員	<p>それに沿った形で結論を出す必要があると思う。どんどん広げていけばきりが無い。先ほど委員が言われたとおりある程度基準を示して判断をしていく必要があるのではないかと考えている。</p>
委員	<p>嬉野市政治倫理条例では禁止行為が抽象的であり、客観的に判断をするための資料が必要で、それが一番分かりやすいのが、国家公務員倫理規程であると思う。斉藤先生の意見でもあるように、公務員倫理と政治倫理とは違いがある。そこは了解しているが、共通するところもあるが、政治倫理は権限がもっと広いと思う。それを広く解釈すればいいのであって、職務権限の範囲について、首長の場合は広い権限を持っている。利害関係者かどうかは、因果関係だけでいけば際限なく広がっていくのでどこかで区切る必要がある。もともと政治倫理条例の条例違反というのは、首長あるいは議員さ</p>

	<p>んが公職の代表として審査会がふさわしくないと判断をする、そういうことだと思う。そういう意味でも、やはり重い判断で、しかも法的地位に関わる話であるので、できるだけ明確でなければならない。そういう意味で公務員倫理規程をあげている。これは国家公務員でも当然守らなくてはいけないわけであるから、それに反する場合は政治倫理にも反すると判断していいと思う。こういう趣旨である。私はこの国家公務員倫理規程に基づいた判断が客観的な判断であると思うので、利害関係者についても、本件では契約との関係、利害関係者となる範囲として、契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、これから契約の申込みをしようとすることが明らかである事業者等、ここにあたるかどうかを判断する必要があると思う。そういう面で、茶師プロジェクトがどれくらい具体化したもので、そのプロジェクトを誰がしているのかというのは、この利害関係者の判断にも関わってくる。さらに、市長の関わり方というものに関しては、仮に利害関係者でないとした場合には、その他の者からの供応接待にあたるかどうか判断する必要があるが、茶師プロジェクトのメンバーと市長との関わり方というのは影響してくると思う。金額等も影響してくる。いずれにせよ、客観的な基準に従って判断していくことがまずは重要ではないかと思う。その上でさらに市民目線で国家公務員倫理規程に沿った検討が重要になってくるかと思う。</p>
議長	<p>要件、枠組みの確認は、委員のおっしゃるとおりかと思う。今回、市の職員がある程度主導的に市長を会合に巻き込んだ、巻き込んだと言うか参加させた形になっていると資料から読めるが、それは利害関係性に影響すると考えられるか。</p>
委員	<p>この取り扱いに関して言えば、市の職員の関わり方というのも影響しないとは言えないのではないかと思う。結局、市長への供応接待があったかどうか問題になってくるかと思うが、その場合に、最初から市長を参加させるつもりがあったのか、たまたま流れで会合に出席することになったのか、そういう意味での職員の関わりを確認する必要があるかと思う。また、そもそもセグウェイの仲介自体をTさんがやっておられるので、そこは関与しているのは明らかであるが、直接政治倫理違反とは問題ないが、Tさんとのつながりの確認はしておく必要があると思う。</p>
議長	<p>今回の利害関係者の判断で、契約を締結しているわけでもなく、申込みをしているわけでもないの、そこは争いは無いと思うが、</p>

	<p>申込みをしようとしていることが明らかかどうかの近さが問題という、自然にやり取りがあつて会合に行ったかどうか、特にセグウェイの話は比較的最近出てきた事であつて、そこは市長に直接お聞きせざるをえないかと思っている。また、今日結論が出るわけではないが、供応接待の程度が問題になってくるかと思う。もちろん利害関係が無いとしても度を過ぎた供応接待であれば問題があるかと思うが、今回の会合の中身と言うか、印象はどう思われるか。</p>
委員	<p>一面では供応接待、利害関係者という問題、だからこの様になっているかと思うが、他面で嬉野市をいかに発展させていくかという市長の役割というのもあるかと思う。だから、色々な人と会つて話をする事自体は必要なことと思うし、自治体には存続が問われているところもあつて、どの自治体でも同じ悩みを抱えている。嬉野市もその様な活動をされているかと思う。この件と不適切な関わりという両面を踏まえて、今回、政治倫理審査会で審議をする必要があると思っている。</p>
議長	<p>委員はその点について何か意見はあるか。</p>
委員	<p>市長の陳述書の中にもあるが、地域おこしとかで嬉野市を発展させていくために、漫画家のFさんとかお話ができてよかったということを行っているので、参加目的はそこにあつたのかなと思う。どういう方が参加されるのかと聞かれた時に漫画家とか述べておられるので、そこに入つてお話を聞いてみたいなのもあつて、あとの方はお聞きしなくて参加されたのかなという印象があつた。</p>
議長	<p>委員は何かご意見はございますか。</p>
委員	<p>色々小さなところは実際に市長に話を聞いて明らかにすべきことが大事ではないのかなと思う。色々な資料を見ると、少し違いがある。そこらあたりも明らかにしていくことも大事ではないかなと思っている。</p>
議長	<p>委員にお尋ねしたいが、供応接待についての倫理規程上の枠組みでいった時にどのあたりを調査していくのか、市長にお聞きするのか何かご意見はあるか。</p>
委員	<p>仮に利害関係者では無いとした場合であるが、国家公務員倫理規程第5条の利害関係者以外の者等との間における禁止行為で第5条</p>

	<p>1項に「利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から          供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超          えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない」とある。          利害関係者で無いとした場合であっても、これにあたるかどうかも          判断する必要があるかと思う。利害関係者であれば、もちろん禁止          行為に反することになる。その様に私は考えている。だから、この          判断にあたっては、今回の会食が1回限りなのかというのも重要な          ところと思う。さらに金額についても社会通念上を超える金額なの          か、実際これが社会通念からみて倫理違反と言えるようなものなの          か、そこが論点と思う。その事実関係を明らかにする必要があり、          陳述書だけではなく市長の話も聞く必要があるかと思う。</p> <p>議長 供応接待の結論は出ないが、委員はどの様に思うか。</p> <p>委員 私としては、7月3日に視察を決定して、7月9日に参加をした。          その経過を順に説明していただくことが一番大事かと思う。そこ          で利害関係者に該当するのかもしれないのか判断をすべきだと考えて          いる。また、何回も言うが、茶師プロジェクトとの関係が分かれば利          害関係者なのかどうかの判断ができるのではないのかと考えている。</p> <p>議長 他にご意見はないか。この茶師プロジェクトのメンバーでKさん          の陳述書を出していただければと思うが、現状のラインのやり取り          や議事録で何かこのあたりを補足していただきたいとか意見はある          か。ポイントを絞らないと陳述書も書きにくいと思う。例えば、こ          の議事録の中にはっきりとは書かれていないが、スポンサーの項目          というのがあって、契約をするのであれば当然お金がからむが、そ          こらあたりもどこまで市を念頭に置いたものだったのか、議事録で          は少し書かれているので、私も判断できなかつたところもある。</p> <p>委員 先ほど言われたKさんも大事ではあるが、実際に計画書を作成さ          れたのはKさん以外ではなかつたのではないか。</p> <p>委員 ライン上で茶師プロジェクト関係書類の格納ドライブですという          ことでされているのがMさんということを出ている。この方が主導          的な方ではなかつたのかなと思うが。そして、嬉野再訪に向け直前          に資料送付という風にあがってきているので、その方が送っている          のではないかと思う。それは6月23日ぐらいに出ている。</p>
--	--

委員	<p>今、委員が言われたのは、調査請求書の添付資料3-2の3枚目の右側のラインのやり取りの中に書いてある部分である。</p>
委員	<p>これはKさんが書いた部分ですが、もう1人いらっしゃると思うが。</p>
委員	<p>基本構想はKさん以外のもう1人の女性の方がある程度主導されているのではないかと思われる。そのもう1人の女性の方にも聞いた方がいいのではと思うが。</p>
委員	<p>Mさんですね。</p>
委員	<p>Kさんについては、「Mちゃん、ありがとうございます」とお礼を言っておられる。それぞれの方がお礼を言われているので、この方が主導されているかと思う。</p>
議長	<p>ちょっとここはよく分からなくて、ここで議論してもここでは分からないので、少なくともKさんに聞いて、Kさんよりも主導的に関わっていた方がいるとしたら、お願いするというところでよろしいか。</p>
委員	<p>結構です。</p>
議長	<p>そうすると、資料としては大分出てきてはいるが、市長には陳述はいただいているが、それだけでは不透明、分かりにくいということでそういう共通理解でよろしいか。事務局の方にであるが、市長は次回予定している審査会に出席できるのか。</p>
事務局	<p>出席についてはやぶさかではないと言う事を申ししているので、日程が合えば大丈夫だと思う。次回の開催日程と合わせて確認させていただきたいと思う。</p>
議長	<p>事実関係については次回ぐらいである程度出揃ってくると思う。当然、市長側からも何らかの反応があり、請求者の方からもあるので、次回あたりで事実関係の方はある程度確定して、内容が実際に基準に抵触しているかどうかの判断をある程度進められればと思っている。市長も来ていただいて、事情を聴く時間にもよりますので、委員としてはそのように考えていただければと思う。今回の審査会で出た論点として、補足でご意見はないか。特に今回補足で調査を</p>

	<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>議長</p>	<p>しておく点はないか。なければ、本日の審議で出された意見を確認した上で事務局に指示したいと思う。</p> <p>では、本日の審議はこれで終わりたいと思うので、最後に事務局から本日のまとめの発表をお願いします。</p> <p>本日は疑義審査をしていただいた。その中で、茶師プロジェクトについてももう少し詳しく情報を知りたいという事であったので、事務局の方で調査依頼をすることになるかと思う。これについては、会長から発言があったとおり、事項について会長に確認して、調査請求を求めたいと思っている。また、市長に直接話を聞きたいという事であったので、市長のスケジュールを確認してみたいと思う。今後も審議を継続されるという事の内容と思っている。</p> <p>調査の件で1点お願いがある。今回関わられた職員が2名いらっしゃるが、その2人が茶師プロジェクトに対してどれくらい認識を持たれていたのか、改めて調査をお願いできたらと思う。</p> <p>それではその点も調査項目に追加するようにお願いします。</p>
その他		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事 (5) その他		
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり、次回開催日程等の調整がなされた。		
審議経過	議長	<p>その他に委員や事務局から何かないか。</p> <p>市民団体から審査会に要望書が出されているが、これについては具体的にどれなのか。</p>	
	事務局	<p>メールで審査会長あて、審査会あて、事務局あてにあっているの で、それについては、検討、対応をしていきたいと思う。</p>	
	議長	<p>それでは次回日程について事務局から願います。</p>	
	事務局	<p>次回の審査会日程であるが、2月14日木曜日の午後に開催したいと思うが、委員の皆様御都合はいかがか。ただし、次回については、市長から直接お話を聞くという事であったので、市長のスケジュールの方も確認して、それでよければ確定させていただき、もし、調整が必要であれば、委員の皆様に日程調整をさせていただきたいと思う。また、時間や場所については決定次第に連絡させていただくので、よろしく願います。</p>	
	議長	<p>以上で本日の審議はすべて終了する。ご協力ありがとうございました。</p>	
その他			

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	4. 開会		
内 容	事務局より開会を行った。		
審議経過	事務局	<p>本日は、長時間にわたり慎重審議を行っていただきありがとうございました。調査事項について事務局に指示があったものについては、整理して手続きを行わせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、お忙しい中にご出席いただきありがとうございました。</p>	
その他			